

(令和4年度) 第3回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 令和4年10月25日(金)14時00分～16時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館 904会議室
- 3 出席者 林座長、石田委員、江口委員、小畑委員、神山委員、坂巻委員、中村委員、平井委員、山内委員、吉本委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の税率等
- (3) 個人住民税の所得控除等
- (4) 個人住民税の非課税限度額
- (5) 個人住民税の現年課税化
- (6) 閉会

5 議事の経過

- 資料「個人住民税の諸課題」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

【金融所得課税に関する意見】

- ・ 今後、例えば所得1億円以上の税率を30%にするなど、税率引き上げの議論が出てきた際には、個人住民税の税率についても、主張出来るように準備しておく必要があるのではないかと。むしろ、個人住民税分だけ税率の引き上げを求めても良いのではないかと。
- ・ 仮に所得税が株式等譲渡所得の税率を引上げることとあわせて、個人住民税の税率も上げるといふことにするのであれば、これまで個人住民税が説明してきている個人住民税の性格である応益負担の考え方や、地域の偏在を是正する必要があるという2つの観点の説明が必要なのではないかと。
- ・ 金融所得課税の強化は、政府の投資拡大という方針に水を差すことになり、資産の海外移転を促すことにもつながる。合計所得金額1億円超だけに対応するのではなく、国民全体で負担するための議論が必要なのではないかと。
- ・ 非上場株式等の譲渡所得等については、創業者の努力の結果が、譲渡所得となるものであり、創業者の給与としての側面もあることや、売買する市場がなく、自由に売り買いをすることができないなど、上場株式等の譲渡所得と非上

場株式等の譲渡所得は分けて考える必要があるのではないか。

【申告不要制度と社会保障制度の関係】

- ・ 社会保障制度において活用されている個人住民税の所得情報については、分離課税のうち申告不要で課税関係が終了するものが、総所得金額等に含まれないため、実質的に社会保障費用の負担を免れるといった課題があることから、個人住民税においては、申告不要制度を無くすということも選択肢の1つではないか。

【所得控除】

- ・ 配偶者控除は、配偶者だからということで、扶養親族に係る控除とは切り離されたという経緯があるが、当時とは事情が異なっており、扶養控除に戻すという考え方もあるのではないか。
- ・ 所得控除においては、婚姻するかどうか、働くかどうか、子を持つかどうかによって影響を受ける。共働き世帯が多数派になっていることを踏まえて、所得控除のあり方について改めて検討する必要があるのではないか。
- ・ 所得控除については、103万円の壁は必ずしも周知され理解されていないのではないか。また、150万円の壁が依然として存在している状況であり、賃上げが経済再生の鍵とされる中、所得控除額の引上げなど、働きたい者が活躍できる制度としていくべきではないか。
- ・ 所得税と個人住民税の所得控除等の違いによって、個人住民税のみを申告する必要がある場合については、税理士の手間が生じている。また、納税者からも問合せがあることから、地方団体の課税実務への影響も生じているのではないか。
- ・ 所得税と個人住民税の所得控除の金額の違いにおける、課税実務への影響は、課税庁として控除額の違いが事務的な負担になってはいない。また、課税庁では基本的にシステムで税額計算を行っているので、大きな負荷がかかっているとは感じていない。
- ・ 個人所得課税はそもそも、所得のない者からは税を取らないというものであり、家族単位での課税ができれば、所得控除の適用に係る課題というものは生じないと考えられることから、個人住民税において、世帯単位での課税を考えても良いのではないか。

【個人住民税の現年課税化】

- ・ 個人住民税の現年課税化については、マイナンバーの普及状況によって変わると思うが、現時点では、副業、シェアリングエコノミーなどが進み、従業員の所得把握は難しく、事務負担は重くなっている。また、特別徴収制度につい

では、中小企業から否定的な声が相変わらず多い。今後、デジタル化の進捗も踏まえ、納税者、地方団体、企業の事務負担が増加せず、生産性向上につながる形で検討を進めていただきたい。

- マイナンバーカードやマイナポータルの普及に応じ、地方税手続の電子化が進められる中で、個人住民税の現年課税化の検討も進むことが考えられることから、今後の状況をしっかり注視することが必要。

(以上)